

板橋区立桜川小学校

# 危機管理マニュアル

## 【震災編のみ抜粋】

本資料は、学校保健法第29条に基づき、桜川小学校で策定している「危機管理マニュアル」のうち、震災編のみ抜粋したものとなります。板橋区立学校では、子どもたちが在校時において、震度5弱以上の地震が発生した際には、原則として保護者に引き渡すことになっています。本資料の公開にあたっては、学校と地域、保護者の皆様が震災発生時の対応について共有することで、子どもたちの安心・安全確保につなげていくことを目的としています。

# 1 大地震発生時の対応

## (1) 「東海地震に関連する情報」の情報の区分

情報区分	発表内容	国や県・市町村の主な防災対応
東海地震に関する調査情報(臨時)	<p>〈通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査が行われる場合〉</p> <p>東海地域における少なくとも1箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等で、東海地震との関連性について直ちに評価できない場合などに発表される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集連絡体制</li> </ul>
東海地震注意情報	<p>〈前兆現象である可能性が高まった場合〉</p> <p>東海地域における2箇所のひずみ計での有意な変化が、前兆すべりによるものと矛盾がないと認められた場合などで発表される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準備行動(準備体制)の実施体制をとる</li> <li>・自衛隊を始めとする救援部隊や、医療救護班の派遣準備の実施</li> <li>・住民に対する適切な広報</li> </ul>
東海地震予知情報	<p>〈東海地震の発生のおそれがあると判断された場合〉</p> <p>東海地域における3箇所以上のひずみ計での有意な変化が、前兆すべりによるものと認められた場合などで発表される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣総理大臣が国民に対し「警戒宣言」を発する。</li> <li>・地震災害警戒本部設置</li> <li>・地震防災応急対策の実施</li> <li>・救助・救急・消火部隊の周辺への派遣・救護班をすぐに派遣できる体制の整備</li> <li>・必要な交通規制の実施</li> </ul>

「東海地震の発生の恐れがある」と結論付ける(判定する)と「数時間以内、もしくは2～3日以内に発生する」と踏みこんだ判断をして公表する。これが「予知情報」。

### ●「東海地震」の影響

東京都の受ける震度は「5強」程度と予想されている。

#### 【5強の揺れの内容】

- 屋内の状況
  - 棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。
  - テレビが台から落ちることがある。
  - タンスなど重い家具が倒れることがある。
  - 変形によりドアが開かなくなることがある。
- 屋外の状況
  - 補強されていないブロック塀の多くが崩れる。
  - 据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。
  - 自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。
- 木造建物
  - 耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾いたりするものがある。
- 鉄筋・コンクリート・造建物
  - 耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。
  - 耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。
- ライフライン
  - 家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。
  - 一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある
- 地盤・斜面
  - 軟弱な地盤で、亀裂が生じるものがある。
  - 山地で落石、小さな崩壊が生じるものがある。

### ★大震災発生直後の第一次交通規制

多摩川、国道246号線および環状7号線を結ぶ内側の区域は、全面車両通行禁止となります。

国道16号線以東の都県境では、車両の都内への流入が禁止されます。

国道16号線の西側から都心方向へは車両進入禁止となります。

### ★被災地域や被災状況が判明した段階で、第二次交通規制に変更します。

第一次交通規制で実施中の通行禁止区域を被災地域や被災状況に応じて次のように拡大または縮小。

○下町区域に被害が集中しているとき

○環状5号線内側区域に被害が集中しているとき→環状5号線内側区域が全面車両通行禁止。

○環状6号線内側区域に被害が集中しているとき→環状6号線内側区域が全面車両通行禁止。

○環状7号線内側区域に被害が集中しているとき→環状7号線内側区域が全面車両通行禁止。

○環状8号線内側区域に被害が集中しているとき→環状8号線内側区域が全面車両通行禁止。

## (2) 「警戒宣言」が発令された場合の対応

警戒宣言が発令された場合、学校は授業等を中止し、児童の安全確保のために必要な対策を実施する。

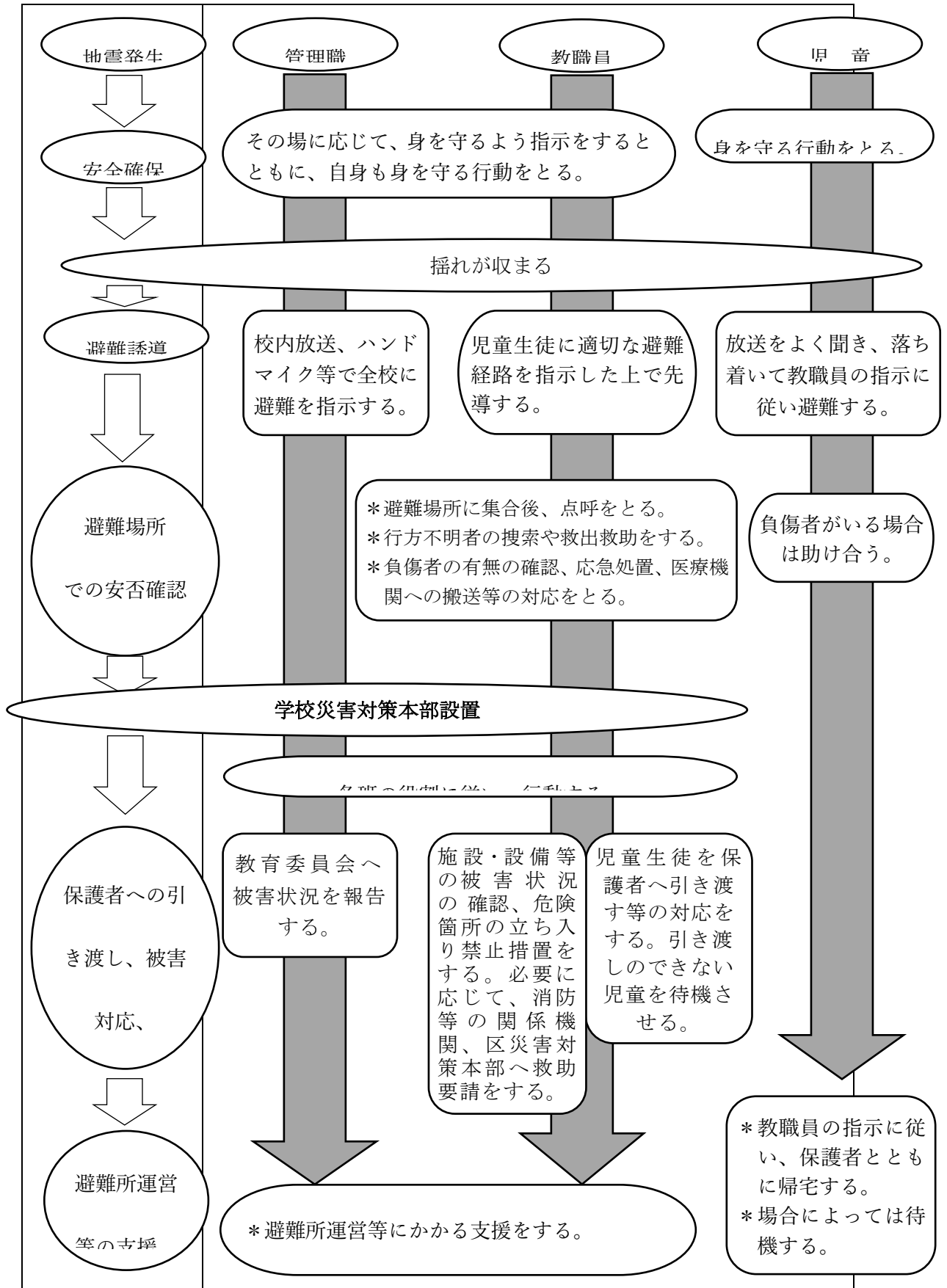
●児童の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。

●登下校時における避難場所、避難方法、警戒宣言が発令された場合の学校の対応及び社会状況の変化等について、あらかじめ指導しておく。

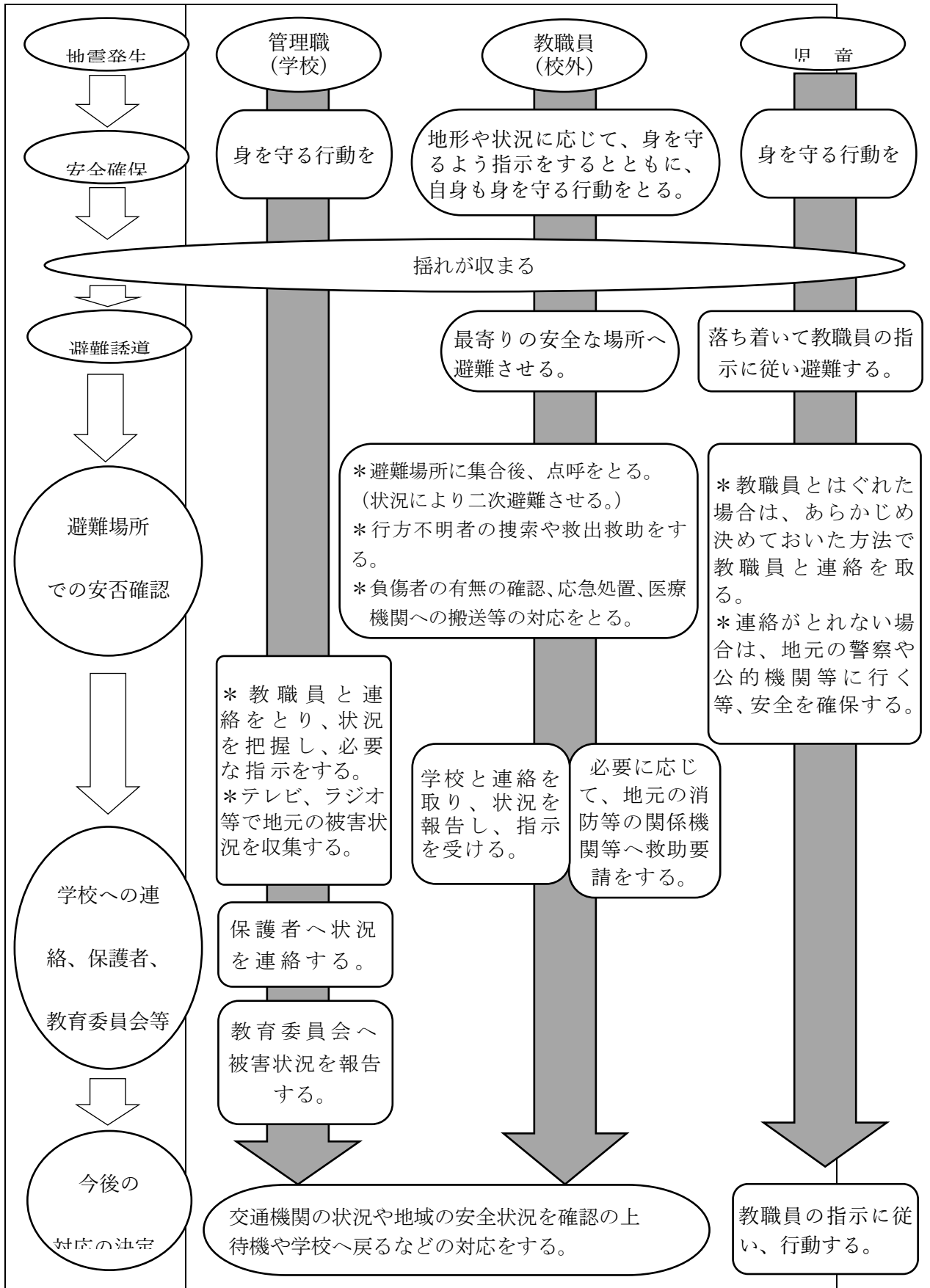
●地震発生時には、テレビ・ラジオ等で震度速報や津波情報等、速やかに情報収集する。

・停電することも想定して、乾電池で稼働する携帯型ラジオ等を常備する。

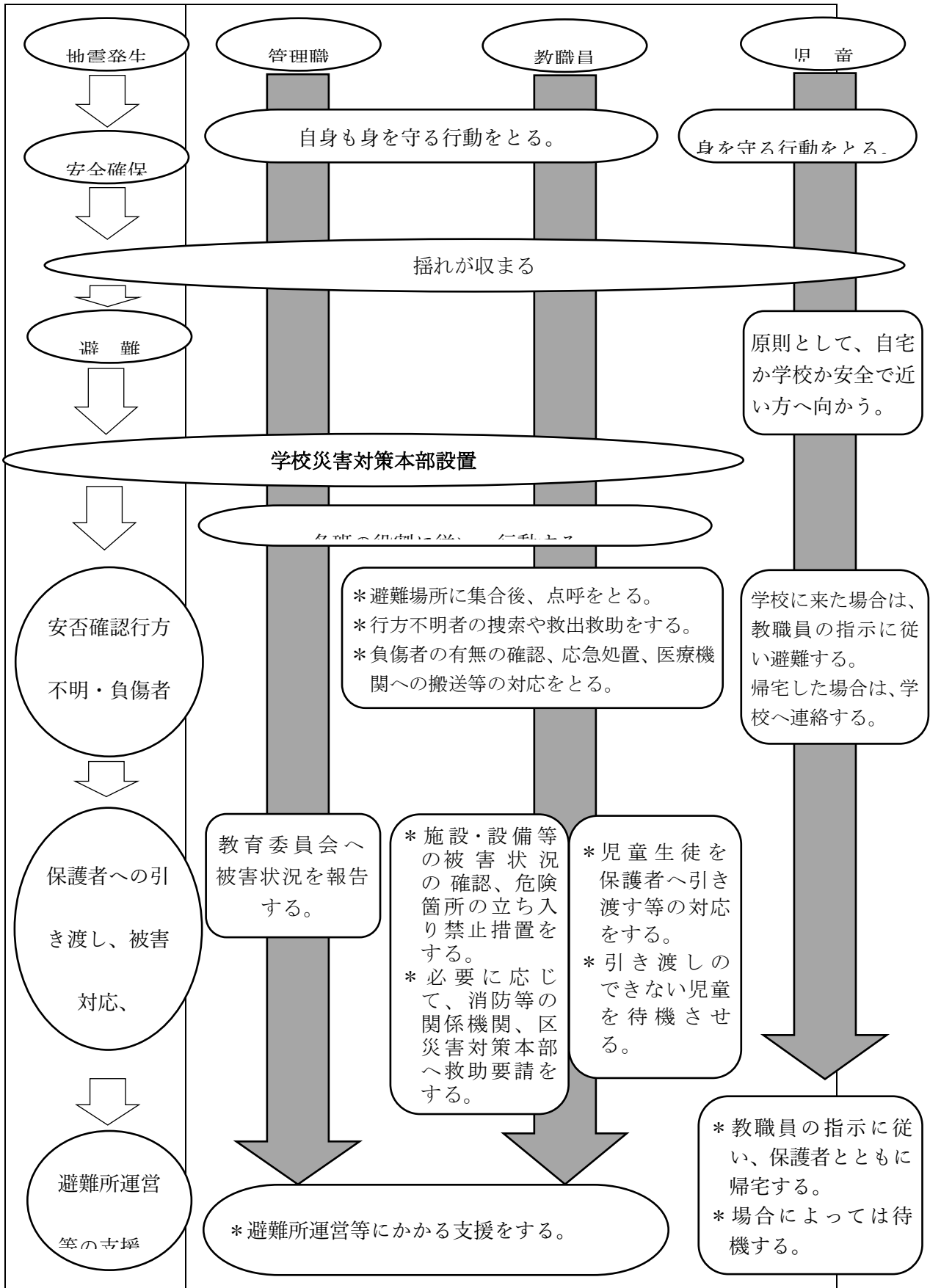
(3)地震発生時における主な対応(在校中)



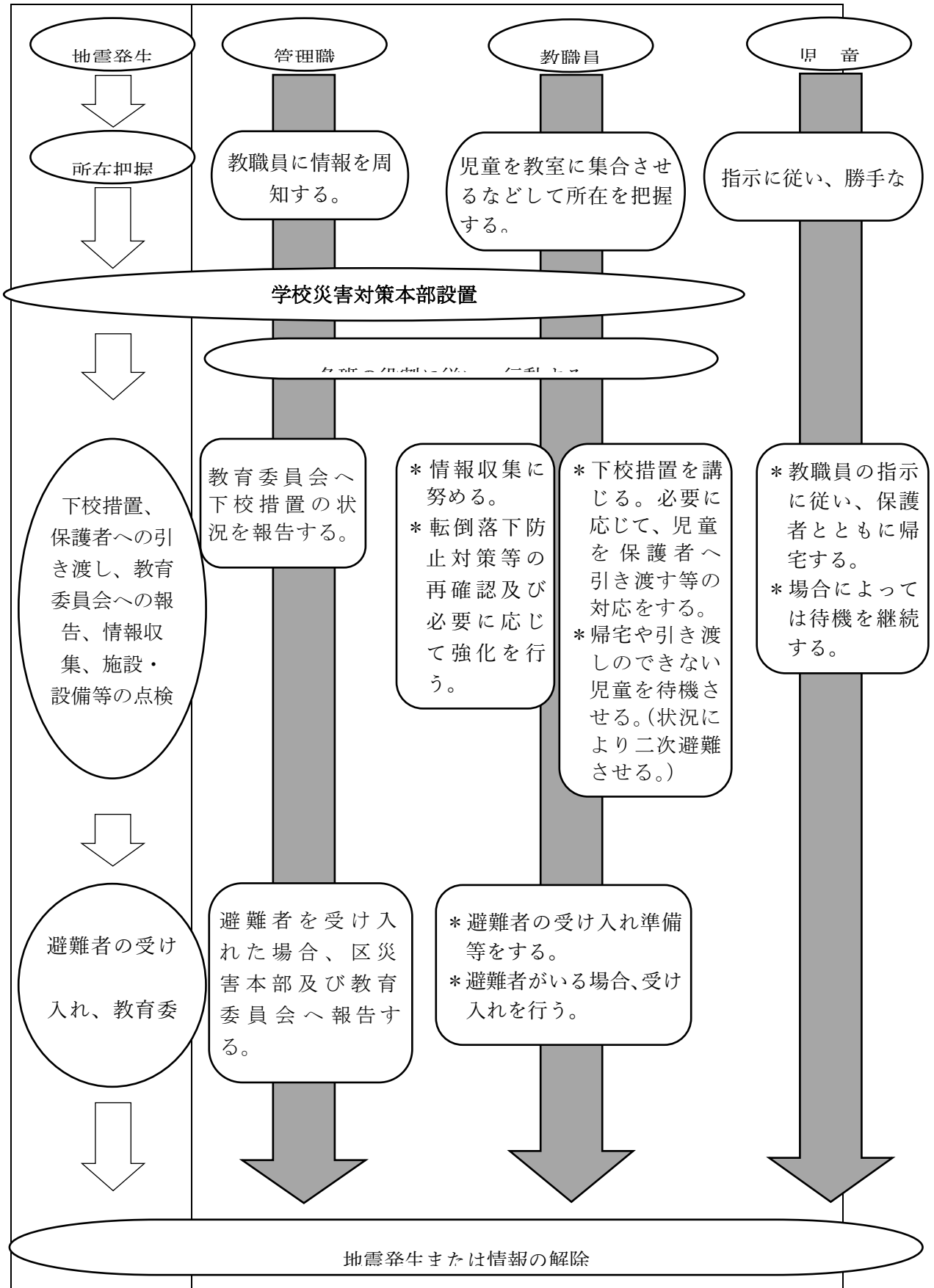
(4)地震発生時における主な対応(校外活動中)



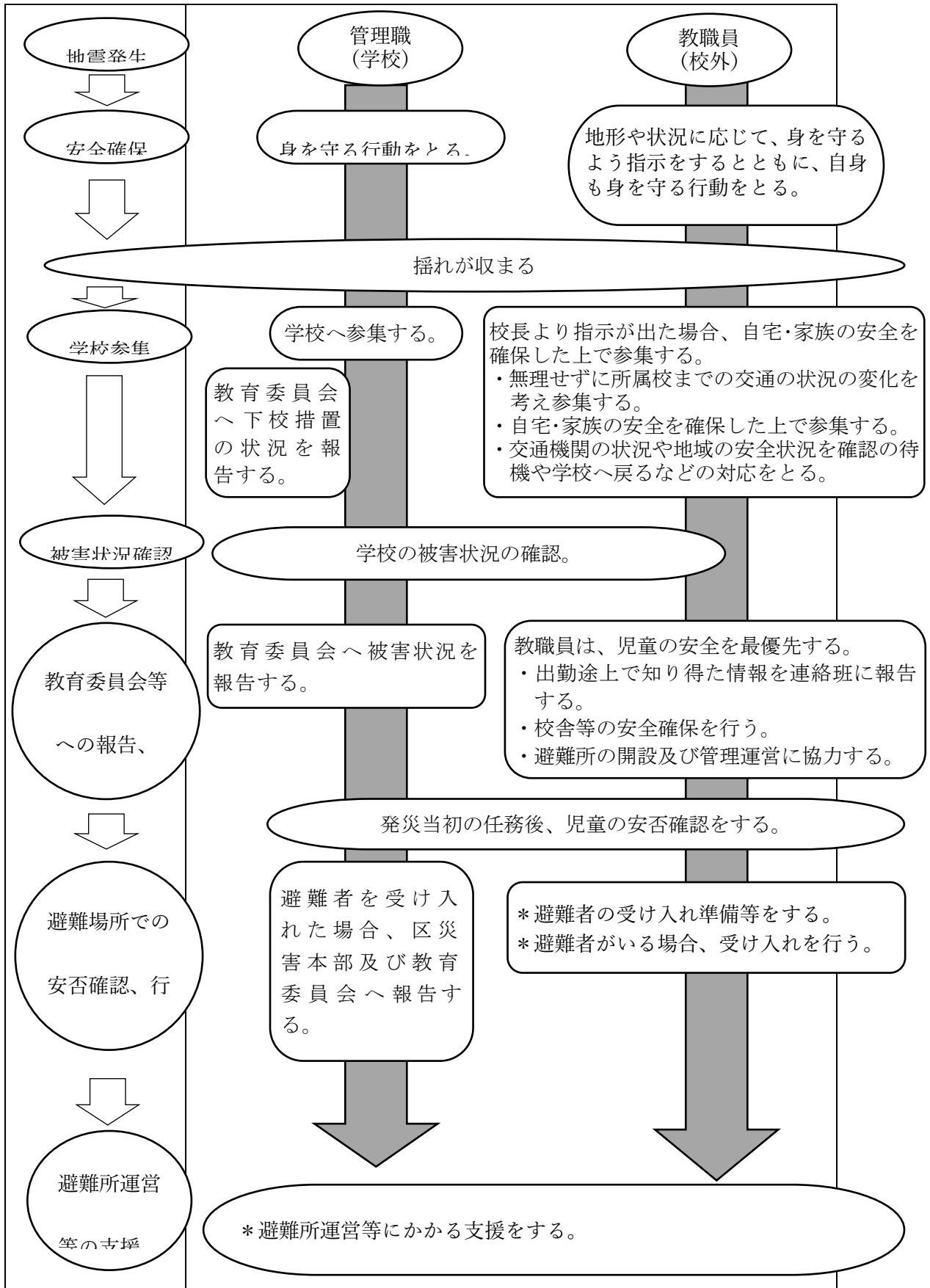
(5)地震発生時における主な対応(登下校中)



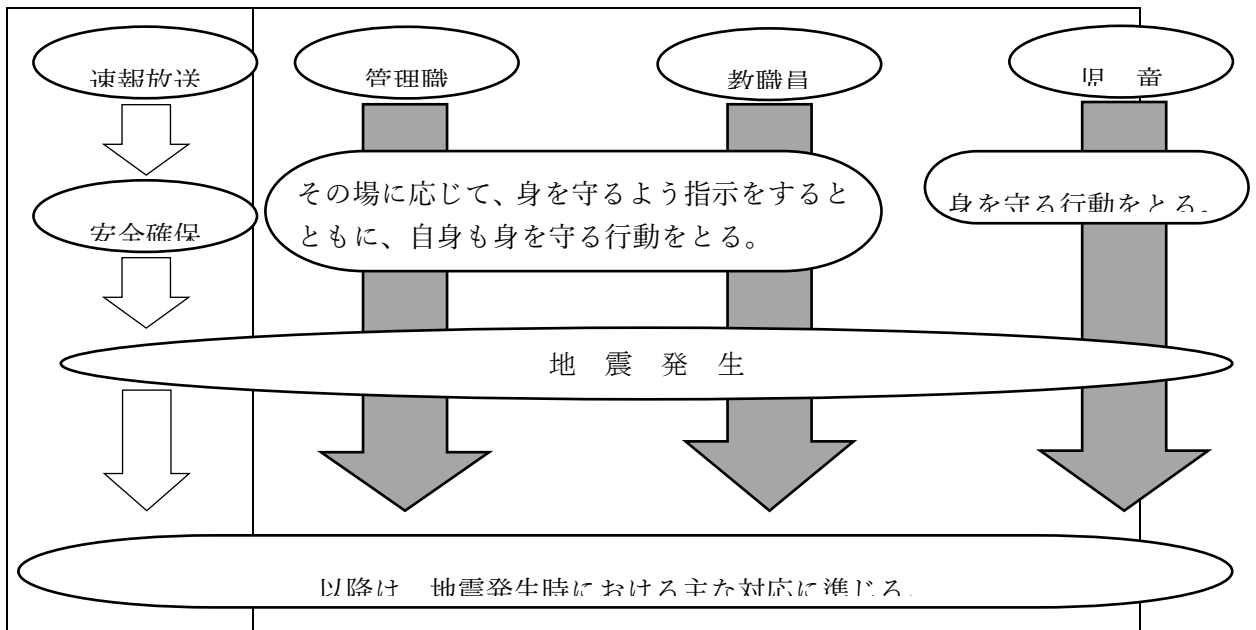
(6) 東海地震注意情報または東海地震予知情報（警戒宣言）発生時における主な対応（在校中）



(7) 休日・夜間等に発災した場合の対応



(8) 緊急地震速報が放送された時における主な対応(在校中)



※児童が在宅中に情報が発表された場合には、休校として児童は登校させない。

(9) 桜川小学校避難所運営について

避難所の運営は学校や行政だけで行うことはできないため、避難者の自主的な運営が必要になります。そのための連絡調整を行う会議が避難所運営協議会です。

※ 初動体制づくり(学校・区職員) → 避難者による自主的な運営

※ 学校職員……児童の安全確保 → 保護者への引き渡し →  
→ 教育活動再開への準備 → 避難所の運営参加

1 「学校に避難する」

① 鍵を開ける(正門、体育館入り口、体育館セコム解除)

☆ 鍵をもっている人

近隣協力員：大内幸成 渡邊弘明 三井久夫(桜川地域センター)

※ 緊急時は窓を割って入ってもよい。

② 警備会社に連絡する。セコムサービスセンターTEL(5914)1920

お客様コード826198

2 施設の安全を確認する。

① 火事は起きていないか。

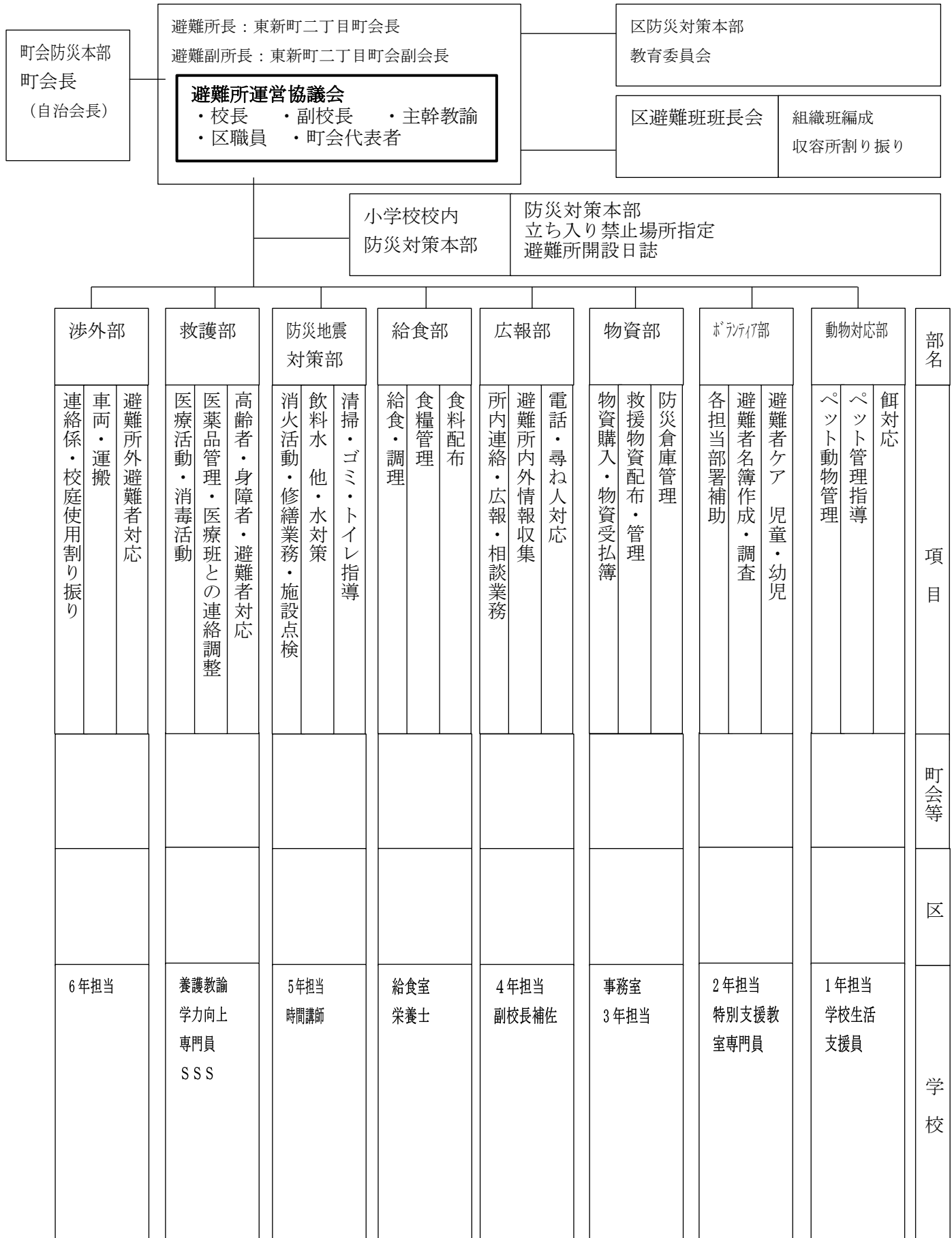
② 建物は傾いていないか。

③ 大きなひび割れはないか。建築事業者による安全確認

3 避難所の開設



ア 避難所組織図・学校組織図



イ 避難所開設から運営まで

地震発生(震度5強以上)	協力者
--------------	-----

震度5強以上の地震が発生した場合は、避難所開設の準備を開始すること。



災害状況確認・家族安否確認
---------------

電気ガスを止め、家族の安否確認をしてください。避難所に向かう際は防災服や動きやすい服装で行きましょう。



避難所への避難開始
-----------

延焼火災がひどい場合などは広域避難場所に避難するなど、無理に避難所に行かないよう注意してください。



校庭への門扉開放
----------

夜間・休日の場合、避難所のすぐ近くに居住している近隣協力員が最初に避難所につくことが予想されます。避難者が訪れたら、校庭の門を開放します。



校庭避難	学校・地域・区職員
------	-----------

建物の安全確認が終わるまでは校庭で待機となります。校庭で町会毎に避難者の確認を行うなど、周囲の安否情報を確認しましょう。



施設安全点検
--------

最初に避難する建物は体育館になります。体育館を確認したら順次校舎の確認をしましょう。



体育館入り口受け入れ準備
--------------

備蓄倉庫に毛布やブルーシートがありますので、手分けして避難者に配布しましょう。



対策本部への連絡
----------

職員室にある無線を用いて災害対策本部に避難所開設状況について伝えましょう。



災害対策本部から避難所開設についての指示
----------------------

災害対策本部より避難所の開設について連絡が入ります。



傷病者・要援護者保健室搬送・受水槽バルブ閉め
------------------------

傷病者を保健室に搬送・受水槽のバルブを閉めて飲料水を確保するなどしてください。



避難所運営協議会
----------

備蓄倉庫の管理方法・避難所のルールなどを検討してください。



運営協議会で定めたルールについて行動
--------------------

運営に関しては、被災者も協力してもらい、効率的な運営を行ってください。

※この流れはあくまでも参考です。地域の特性等も考慮して確認してください。

## ウ 平日及び休日夜間の避難方法について

### 平日

平日の学校教職員が在校中は、生徒の安全確保を第一優先し、区避難所隊・近隣協力員・建設関連事業者・地域の協力者が到着するのを待ちながら、避難所開設の準備をします。

- ①学校教職員は生徒の身の安全を確保した上で避難所の開設準備を行うこと。
- ②町会は、一時集合場所に避難し、状況を確認の上、避難所へ向かうこと。
- ③区職員(避難所隊)は業務を優先し災害対策本部の指示に従って避難所へ向かうこと。
- ④建設関連事業者も身の安全、家族の安否を確認の上、避難所に向かうこと。
- ⑤近隣協力員も身の安全、家族の安否を確認の上、避難所へ向かうこと。

### 休日夜間

休日・夜間に発災した場合、災害の状況によって、避難所長・副避難所長・教職員の到着の著しい遅れや困難な場合が想定されます。休日・夜間に発災した場合も想定して、避難所開設準備の手順を確認しましょう。

- ①学校教職員は身の安全、家族の安否を確保した上で避難所へ向かうこと。
- ②町会は、一時集合場所に避難し、状況を確認の上、避難所へ向かうこと。
- ③避難所隊は身の安全、家族の安否を確認の上、避難所へ向かうこと。
- ④建設関連事業者も身の安全、家族の安否を確認の上、避難所へ向かうこと。
- ⑤近隣協力員も身の安全、家族の安否を確認の上、避難所へ向かい校庭の門扉を開放すること。

※休日・夜間に発災し、避難所長が不在時の体制についても検討しましょう。

例……避難所長が到着するまでの代理を決める。

例……避難所運営協議会を開催しその場で代理を決める。

※建物倒壊が著しく避難所施設内への避難が難しい場合は近隣避難所への避難についても検討

討すること。また延焼火災がひどい場合は広域避難場所へ避難すること。

### 避難所開設準備時の注意

- ①すぐに建物に入らず校庭で待機をする。
- ②建物避難については、建設業者が建物を確認して問題がないようだったら建物避難を開始する。
- ③最初に避難する建物は体育館（使用できない場合は別の建物を使用すること）
- ④避難者名簿・筆記用具が備蓄倉庫に入っているのので、体育館の入口で受付の準備をすること。
- ⑤状況に応じて毛布やブルーシートを配布すること。